金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第一項第三号の規定に基づき、金融庁長官が指定する者を

定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第

号

金融商 品取引所等に関する内閣府令 (平成十九年内閣府令第五十四号) 第六十八条第一項第三号の規定に

基づき、 金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第一項第三号の規定に基づき、 金融庁1 長官が指定す

る者を定める件 (令和三年金融庁告示第五号) の一部を次のように改正し、 令和五年三月三十一 日から適用

する。

令和四年 月

日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改める。

用格付の付与を受けている者とする。 第 める区分 める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定 るかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定 行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であ 係を有しない者であって、 に規定する市場デリバティブ取引に基づく債務を履行すべき会員等 六十八条第 (府令第一条第二項第十一号に規定する会員等をいう。) と資本関 金 欄に掲げる者からそれぞれ同表の 融 商品取 (平成十九年金融庁告示第二十八号) 項 引所等に関する内 第三号に規定する金融庁長官が指定する者は、 銀行法第十四条の二の規定に基づき、 改 閣 正 府 令 後 第 以 |欄又は第三欄に定める信 下 第三条第四号の 府 令」 とい 、 う。 同号 表の 銀 第 るかどうかを判断するための基準等に基づき、 める区分 係を有しない者であって、 用格付の付与を受けている者とする。 金 融 商品 取引 所等に関する内閣府令 改 正 前 以 下 「府令」

める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定 第一欄に掲げる者からそれぞれ同表の第二欄又は第三欄に定める信 行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であ に規定する市場デリバティブ取引に基づく債務を履行すべき会員等 (府令第一条第二項第十一号に規定する会員等をいう。) と資本関 一十八条第一項第三号に規定する金融庁長官が指定する者は、 (平成十九年金融庁告示第二十八号) 第三条第三号の表 銀行法第十四条の二の規定に基づき、 金融庁長官が別に定 という。 同号 銀 第